

年金

公的年金制度とは？

公的年金の制度とは、老後の暮らしをはじめ、病気やけがで障がいが残ったときや一家の働き手が亡くなったときに、皆で暮らしを支え合うという社会保険の考え方で作られた仕組みです。

老後のための「老齢年金」のほか、若くても万が一の時には「障害年金」や「遺族年金」が受け取れます。ただし、必要な手続きを行わず、保険料を未納のまま放置するとこれらの年金が受け取れなくなる場合がありますので注意しましょう。

公的年金制度の種類と加入する制度

日本の公的年金制度は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する国民年金（基礎年金）と、会社員・公務員の方が加入する厚生年金保険の2階建て構造です。

会社員・公務員の方は2つの年金制度に加入します。

国民年金

20歳から60歳未満のすべての方が加入する国民年金には、職業などによって3つの被保険者の種別があり、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が異なります。

被保険者の種別	職業	加入する年金制度	納付方法
第1号被保険者	自営業者・学生など	国民年金	納付書等で自分で納付
第2号被保険者	会社員・公務員など	厚生年金 国民年金	給料天引き
第3号被保険者	第2号被保険者に 扶養されている配偶者	国民年金	自己負担なし

厚生年金

厚生年金は、会社員・公務員が加入する年金制度です。保険料の納付方法は勤め先を通じて納付します。（給料天引き）

※保険料には国民年金保険料も含まれています。

20歳になったら国民年金

20歳になった方には、日本年金機構から、国民年金第1号被保険者として加入したことをお知らせしています。

※既に厚生年金に加入している方を除く。また、第3号被保険者に該当する場合は配偶者の勤務先を通しての届出が必要です。

20歳の誕生日から概ね2週間以内に「国民年金加入のお知らせ」が届きます。

次の書類が日本年金機構から届きます

- ・ 国民年金加入のお知らせ
- ・ 基礎年金番号通知書
- ・ 学生納付特例申請書
- ・ 返信用封筒
- ・ 国民年金の加入と保険料のご案内
- ・ 納付書
- ・ 国民年金保険料免除・納付猶予申請書

●保険料の納付

保険料の納付は、納付書を使用して、金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で納めていただく他、電子納付や口座振替、クレジットカードでの納付も可能です。また、保険料の割引が受けられる前納制度、付加保険料制度があります。

●大学、専門学校等の学生であるとき

学生納付特例制度の申請が可能です。

申請に必要な書類

- ・ 学生納付特例申請書・学生証（コピー可）

●学生以外で、経済的に納付が難しい場合

国民年金保険料免除・納付猶予の申請が可能です。

申請に必要な書類

- ・ 国民年金保険料免除・納付猶予申請書

免除・納付猶予・学生納付特例の申請は、同封している返信用封筒でご提出されるほか、住民票のある市区町村の窓口でご提出いただけます。（窓口の場合、本人確認書類も必要）

●基礎年金番号通知書

基礎年金番号通知書は、保険料の納付確認や将来年金を受け取る際などに必要になりますので、大切に保管してください。

お問い合わせ先

高松西年金事務所 TEL 087-822-2840（自動音声案内）

高松東年金事務所 TEL 087-861-3866（自動音声案内）

高松市市民課国民年金係（市役所1階6番窓口）

TEL 087-839-2322

年金について一般的なお問い合わせは

0570-05-1165（ナビダイヤル）

050で始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-6700-1165（一般電話）

マイナポータルで、より便利に

マイナポータルと「ねんきんネット」を連携することで、学生納付特例国民年金に関する電子申請が可能になります。

詳細は、[こちら](#)をご覧ください。

(日本年金機構の外部サイトに繋がります)